

## 第204回 障害者地域生活支援研究会のお誘い

# 改正精神保健福祉法と ピアサポート活動について

平成26年4月より「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（改正精神保健福祉法）」が施行され、1年が経過しました。法改正により保護者制度の廃止や医療保護入院が見直され、医療保護入院者の退院促進に向けた取り組みとして、退院後生活環境相談員の選任が義務付けられています。

今回は、改正精神保健福祉法に関する障害福祉課からの説明と、実際にピアサポート活動を行っているピアサポーターの方から取り組みの実際についてお話し頂きます。

あらためてこの機会に学び、退院に向けた相談支援のあり方について考えていきたいと思えます。皆様のご参加をお待ちしております。どうぞ宜しくお願いします。

### 【発言者】

藤田 浩介 氏（北九州市保健福祉局 障害福祉部 障害福祉課 精神保健福祉担当係長）  
黒木 由貴子 氏（相談支援事業所あさの 所長）  
調整 中（ピアサポーター）

### 【進行】

石丸 美穂（北九州市障害者基幹相談支援センター）  
米村 知希子（北九州市障害者基幹相談支援センター）

日 時： 平成27年6月18日(木) 18:30～20:30

会 場： 総合保健福祉センター(アシスト21) 2階講堂  
(小倉北区馬借1-7-1)

参加費： 無料

◎障害のある人で、情報保障  
(手話、要約筆記等)が必要な  
場合は事前にお知らせください。

### 【お問い合わせ】

北九州市障害者自立支援協議会  
(事務局)

北九州市障害者基幹相談支援センター  
北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 6階  
TEL:093-861-3045 FAX:093-861-3095